

(平成24年10月31日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山口地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年5月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月21日から同年5月19日まで

私は、A社に昭和50年3月1日に入社し、58年7月5日に退職するまで、同社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白となっている。

申立期間は、A社が開設したB事業所のオープン準備に携わっていた時期であり、厚生年金保険の被保険者記録が空白となっていることに納得がいかないため、申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る雇用保険の被保険者記録、同社B事業所の業務を引き継いでいるC社が保管する昭和51年8月27日現在の引継書及び専務取締役による同年3月23日付け人事通報（第8号）から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和50年5月19日に同社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和50年3月の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和62年3月27日に解散しており、当時の事業主も既に死

亡している上、C社は不明と回答していることから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年5月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月21日から同年5月19日まで

私は、A社に昭和49年11月11日に入社し、53年3月30日に退職するまで、同社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白となっている。

申立期間は、A社が開設したB事業所のオープン準備に携わっていた時期であり、厚生年金保険の被保険者記録が空白となっていることに納得がいかないため、申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る雇用保険の被保険者記録、同社B事業所の業務を引き継いでいるC社が保管する昭和51年8月27日現在の引継書及び専務取締役による同年3月23日付け人事通報（第8号）から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和50年5月19日に同社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和50年3月の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和62年3月27日に解散しており、当時の事業主も既に死

亡している上、C社は不明と回答していることから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年5月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月21日から同年5月19日まで

私は、A社に昭和49年9月2日に入社し、53年3月30日に退職するまで、同社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白となっている。

申立期間は、A社が開設したB事業所のオープン準備に携わっていた時期であり、厚生年金保険の被保険者記録が空白となっていることに納得がいかないため、申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る雇用保険の被保険者記録、同社B事業所の業務を引き継いでいるC社が保管する昭和51年8月27日現在の引継書及び専務取締役による同年3月23日付け人事通報（第8号）から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和50年5月19日に同社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和50年3月の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和62年3月27日に解散しており、当時の事業主も既に死

亡している上、C社は不明と回答していることから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年5月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月21日から同年5月19日まで

私は、A社に昭和50年3月1日に入社し、52年2月27日に退職するまで、同社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白となっている。

申立期間は、A社が開設したB事業所のオープン準備に携わっていた時期であり、厚生年金保険の被保険者記録が空白となっていることに納得がいかないため、申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る雇用保険の被保険者記録、同社B事業所の業務を引き継いでいるC社が保管する昭和51年8月27日現在の引継書及び専務取締役による同年3月23日付け人事通報（第8号）から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和50年5月19日に同社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和50年3月の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和62年3月27日に解散しており、当時の事業主も既に死



亡している上、C社は不明と回答していることから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年5月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月21日から同年5月19日まで

私は、A社に昭和50年2月1日に入社し、平成20年2月12日に退職するまで、同社及び同社のB事業所の業務を引き継いでいるC社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白となっている。

申立期間は、A社が開設したB事業所のオープン準備に携わっていた時期であり、厚生年金保険の被保険者記録が空白となっていることに納得がいかないため、申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る雇用保険の被保険者記録、C社が保管する昭和51年8月27日現在の引継書及び専務取締役による同年3月23日付け人事通報（第8号）から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和50年5月19日に同社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和50年3月の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和62年3月27日に解散しており、当時の事業主も既に死

亡している上、C社は不明と回答していることから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成 17 年 8 月 1 日から 18 年 9 月 1 日までについて、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を 26 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 1 日から 18 年 11 月 26 日まで

私は、申立期間においてA社（商業登記簿上は、平成 18 年 6 月 26 日にB社に変更）に勤務したが、同社における標準報酬月額が全て 9 万 8,000 円と記録されており、納得できない。同社が給与明細書を交付しなかったため証拠となる資料は無いが、入社時の給与は月額 27 万 5,500 円の契約であり、現金で約 23 万円支給されていた。雇用保険受給資格者証を提出するので、申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成 17 年 8 月 1 日から 18 年 9 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、申立事業所における申立人の標準報酬月額は、当初、平成 17 年 8 月から 18 年 4 月までが 26 万円と記録されていたところ、18 年 5 月 30 日付けで 17 年 12 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円とする随時改定が行われ、18 年 8 月 30 日付けで当該随時改定が取り消された上で、資格取得時（平成 17 年 8 月 1 日）に遡って 9 万 8,000 円に減額する訂正が行われている。

また、申立人と同様に、標準報酬月額が平成 18 年 5 月 30 日付けで 17 年 12 月 1 日に遡って減額訂正されている者が 3 人、同年 10 月 1 日に遡って減額訂正されている者（役員）が二人いることが確認できる。

さらに、申立人が所持している雇用保険受給資格者証を見ると、申立事業所に係る離職時賃金日額は 9,183 円となっており、当該賃金日額から試算した退職前 6 か月間の平均給与月額は約 27 万円となり、雇用保険の記録

からは申立人の給与が減額された事情はうかがえない。

加えて、申立人は、申立事業所に係る商業登記簿から同社の役員ではなかったことが確認でき、元代表者も「申立人は営業職の社員であった。」と回答していることから、申立人が当該遡及訂正に関与していたとは考え難い。

その上、滞納処分票によると、申立事業所は、厚生年金保険の適用事業所となった平成16年5月から保険料を滞納していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成18年5月30日付け及び同年8月30日付けで行われた申立人の標準報酬月額の変及訂正に係る処理は、事実上即したものと考え難く、当該処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、平成18年9月1日から同年11月26日までの期間については、前述の雇用保険受給資格者証の離職時賃金日額から判断すると、当該期間に係る報酬月額は申立人が主張する額であったこととはうかがえるものの、オンライン記録において、当該期間の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は見当たらない。

また、申立人は当該期間の給与明細書を所持しておらず、申立事業所も既に廃業により賃金台帳等の関連資料を所持していないため、当該期間の厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成15年7月1日から16年9月1日までの期間及び17年12月1日から18年9月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成15年7月から16年8月までは36万円、17年12月から18年8月までは50万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成16年9月1日から17年12月1日までの期間、18年9月1日から21年4月1日までの期間及び同年5月1日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、16年9月から17年1月までは36万円、同年2月から同年11月までは38万円、18年9月から19年1月までは44万円、同年2月は41万円、同年3月は44万円、同年4月は41万円、同年5月から同年10月までは44万円、同年11月は38万円、同年12月及び20年1月は44万円、同年2月は38万円、同年3月から同年5月までは44万円、同年6月は41万円、同年7月から同年10月までは44万円、同年11月は38万円、同年12月は44万円、21年1月は41万円、同年2月は30万円、同年3月及び同年5月は36万円、同年6月は38万円、同年7月は36万円、同年8月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月1日から21年9月1日まで

私は、A社に勤務しているが、申立期間について、オンライン記録の標準報酬月額が給与から控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低く記録されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立期間のうち、平成15年7月から16年8月までの標準報酬月額については、当初36万円と記録されていたが、16年2月9日付けで、15年7月1日に遡って20万円に引き下げられていること、及び申立期間のうち、17年12月から18年8月までの標準報酬月額については、当初50万円と記録されていたが、同年1月12日付けで、17年12月1日に遡って20万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人と同様に、平成16年2月9日付けで遡って標準報酬月額が引き下げられている同僚が22人及び18年1月12日付けで遡って標準報酬月額が引き下げられている同僚が24人確認できる。

さらに、申立事業所は、滞納処分票により、当該遡及訂正処理当時において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

加えて、申立人が所持している給与所得の源泉徴収票及びB市が発行した市県民税所得・課税証明書において確認できる平成15年から18年までの給与収入額に市県民税所得の課税対象外である通勤手当（月額2万4,000円）を加えて試算した申立人の報酬月額は、16年2月9日付け及び18年1月12日付け遡及訂正処理により決定された標準報酬月額（20万円）と大きく乖離<sup>かいり</sup>している上、当該遡及訂正処理前の標準報酬月額とほぼ同額である。

これらの事実を総合的に判断すると、平成16年2月9日付け及び18年1月12日付けで行われた遡及訂正処理は事実<sup>じじつ</sup>に即したものと<sup>と</sup>は考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている15年7月1日から16年9月1日までの期間及び17年12月1日から18年9月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た15年7月から16年8月までは36万円、17年12月から18年8月までは50万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間のうち、平成16年9月1日から17年12月1日までの期間、18年9月1日から21年4月1日までの期間及び同年5月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持

している給与明細書、申立事業所が保管している賃金台帳及びB市が発行した市県民税所得・課税証明書において確認又は推認できる保険料控除額から16年9月から17年1月までは36万円、同年2月から同年11月までは38万円、18年9月から19年1月までは44万円、同年2月は41万円、同年3月は44万円、同年4月は41万円、同年5月から同年10月までは44万円、同年11月は38万円、同年12月及び20年1月は44万円、同年2月は38万円、同年3月から同年5月までは44万円、同年6月は41万円、同年7月から同年10月までは44万円、同年11月は38万円、同年12月は44万円、21年1月は41万円、同年2月は30万円、同年3月及び同年5月は36万円、同年6月は38万円、同年7月は36万円、同年8月は34万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、申立事業所から提出された平成17年12月随時改定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更訂正届及び同訂正理由書が保存されている上、給与明細書等において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成21年4月1日から同年5月1日までの期間については、申立人が所持している給与明細書及び申立事業所が保管している賃金台帳により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから記録の訂正は行わない。



## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成15年4月1日から16年9月1日までの期間及び17年12月1日から18年9月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、15年4月から16年8月までは47万円、17年12月から18年8月までは44万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成16年9月1日から17年12月1日までの期間及び18年9月1日から19年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、16年9月から17年11月までの期間及び18年9月から19年1月までの期間は44万円、同年2月は36万円、同年3月は44万円、同年4月は41万円、同年5月は44万円、同年6月及び同年7月は41万円、同年8月は44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月1日から19年9月1日まで

私は、A社に勤務しているが、申立期間について、オンライン記録の標準報酬月額が給与から控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低く記録されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立期間のうち、平成15年4月から16年8月までの標準報酬月額については、当初47万円と記録されていたが、16年2月9日付けで、15年4月1日に遡って20万円に引き下げられている

こと、及び申立期間のうち、17年12月から18年8月までの標準報酬月額については、当初44万円と記録されていたが、同年1月12日付けで、17年12月1日に遡って20万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人と同様に、平成16年2月9日付けで遡って標準報酬月額が引き下げられている同僚が22人、及び18年1月12日付けで遡って標準報酬月額が引き下げられている同僚が24人確認できる。

さらに、申立事業所は、滞納処分票により、当該遡及訂正処理当時において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

加えて、申立人が所持している給与所得の源泉徴収票において確認できる平成15年から18年までの給与支払金額に課税対象外である通勤手当（月額1万8,000円）を加えて試算した申立人の報酬月額は、16年2月9日付け及び18年1月12日付け遡及訂正処理により決定された標準報酬月額（20万円）と大きく乖離<sup>かいり</sup>している上、当該遡及訂正処理前の標準報酬月額とほぼ同額である。

これらの事実を総合的に判断すると、平成16年2月9日付け及び18年1月12日付けで行われた遡及訂正処理は事実<sup>じじつ</sup>に即したものと<sup>と</sup>は考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている15年4月1日から16年9月1日までの期間及び17年12月1日から18年9月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た15年4月から16年8月までは47万円、17年12月から18年8月までは44万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間のうち、平成16年9月1日から17年12月1日までの期間及び18年9月1日から19年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持している給与所得の源泉徴収票及び申立事業所が保管している申立人の賃金台帳において確認又は推認できる保険料控除額から16年9月から17年11月までの期間及び18年9月から19年1月までの期間は44万円、同年2月は36万円、同年3月は44万円、同年4月は41万円、同年5月は44万円、同年6月及び同年7月は41万円、同年8月は44万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は不明と回答しているが、申立事業所から提出された平成 17 年 12 月随時改定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更訂正届及び同訂正理由書が保存されている上、賃金台帳等において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、賃金台帳等で確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を15万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から 4 年 3 月 31 日まで

私は、A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額（8万円）について、実際の給与月額に見合う標準報酬月額となっていないので、納得できない。

実際の給与月額は約 15 万円だったので、申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る標準報酬月額は、当初 15 万円と記録されていたものが、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 4 年 3 月 31 日）の後の平成 4 年 5 月 30 日付けで、資格取得日（平成 2 年 10 月 1 日）に遡及して 8 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者全員（47 人）の記録を確認したところ、申立人と同様に平成 4 年 5 月 30 日付けで、資格取得日に遡及して標準報酬月額を 8 万円に引き下げられている者が 24 人確認できる。

さらに、前述の 24 人のうち 8 人に照会し、6 人から回答があったところ、複数の者が、自身の報酬月額について、遡及訂正前の標準報酬月額に見合う額であったと回答している上、一般事務を担当していたとする者は、「申立事業所は、社会保険料を払えず、滞納していた。」と回答している。

加えて、申立人は、商業登記簿謄本から、申立事業所の役員ではなかったことが確認でき、複数の同僚が申立人は社会保険事務担当者ではなかつ

たと回答していることを踏まえると、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成4年5月30日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、かかる処理を行う合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た15万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から同年 11 月までの期間及び 61 年 9 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月から同年 11 月まで  
② 昭和 61 年 9 月から同年 12 月まで

申立期間①について、私は、A社に昭和 50 年 4 月 1 日に入社したが、同社は、当時はまだ厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、同社が、入社と同時に私の国民年金の加入手続を行ってくれ、給与から国民年金保険料を控除し、納付してくれていた。申立期間①の保険料が未納と記録されていることに納得できない。

申立期間②について、私は、B社を退職後、長男が生まれて間もないということもあり、国民健康保険と一緒に国民年金に加入した。保険料は父親が納付してくれていたため、申立期間②の保険料が未納と記録されていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 50 年 4 月 1 日にA社に入社したと同時に同社が申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、C市が保管している国民年金被保険者名簿に押された日付印及び申立人の前後の任意加入者の資格取得日から判断して、同年 11 月 21 日に払い出されたことと推認され、申立人の国民年金の加入手続は同日に行われたと推認できることから、申立人の主張と相違している。

また、C市が保管している被保険者名簿並びに昭和 50 年度及び 51 年度国

国民年金保険料収納一覧表によると、申立人は、手帳記号番号払出後の昭和 50 年 12 月から 51 年 4 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。雇用保険の被保険者記録によると、申立人の A 社に係る雇用保険被保険者資格の取得日は 50 年 12 月 1 日となっており、雇用保険の加入月と国民年金保険料の納付開始月が一致している。

さらに、申立人は、A 社から交付された給与明細書を所持していない上、同社は既に廃業しており、申立人が申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたとする上司は、「当時は、まだ会社が創業して間もない頃で社会保険等の体制が整っていなかったため、国民健康保険等の加入は、会社が本人の希望を聞き、保険料を給与から差引き代納していた記憶があるが、それが国民年金とセットだったかどうか記憶が無い。（申立人の）国民年金の加入手続及び保険料の納付を会社又は私自身が行ったかどうか記憶が無い。」と回答していることから、事業主による給与からの保険料の控除状況及び納付状況を確認することができない。

加えて、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）、被保険者名簿及び保険料収納一覧表において、申立期間①の保険料は未納となっており、オンライン記録と一致している。

申立期間②について、申立人は、B 社を退職後、長男が誕生して間もないということもあり、国民健康保険と一緒に国民年金に加入したと主張しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 61 年 9 月 30 日に健康保険任意継続被保険者資格を取得し、申立期間②の全期間において当該資格を継続していることから、国民健康保険に加入したとする申立人の主張と相違している。

また、申立人は、申立期間②の保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする父親は既に死亡しているため、当該期間に係る保険料の納付状況は不明である。

さらに、D 市が保管している申立人に係る被保険者名簿及び電算データ（納付記録）において、申立期間②の保険料は未納となっており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立期間①及び②において、申立人の保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 5 月から平成元年 5 月 1 日まで  
② 平成 16 年 2 月 29 日から 17 年 1 月まで

私は、昭和 61 年 5 月から平成 17 年 1 月まで A 社に勤務したはずなのに、厚生年金保険の被保険者記録は元年 5 月 1 日から 16 年 2 月 29 日までしかないので、申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、申立事業所が保管する労働者名簿により、申立人は、当該期間において、申立事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、事業主は、申立人が平成元年 5 月 1 日に資格を取得した旨の届出を行っていることが確認できる上、事業主は、「申立人は、B 法人から依頼され、見習として雇用しており、当初は社会保険に加入させていなかった。」と回答しているところ、申立人が当時の事情を知っている者として名前を挙げている当該法人の関係者は、「社会保険に加入したときが正式採用されたときだと理解している。それまでは見習期間なので、当然、社会保険に加入していない期間がある。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げている同僚 6 人に照会し、二人から回答が得られたところ、平成 9 年 1 月 8 日に被保険者資格を取得している者は、「自分は入社してから 4、5 年ほど厚生年金保険に加入していない期間がある。」と回答していることから判断すると、申立期間当時、申立事業所では、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。



さらに、申立期間①のうち、昭和 61 年 5 月から同年 11 月 1 日までの期間は、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前である上、オンライン記録によると、申立人は、20 歳に到達した 62 年\*月に国民年金に加入し、同年 5 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料を申請免除されていることが確認できる。

- 2 申立期間②について、申立事業所が保管するパートタイマー契約書及び雇用保険の記録により、申立人は、当該期間において、申立事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、前述の契約書及び雇用保険の記録によると、申立人は申立期間②のうち、平成 16 年 3 月 1 日から 17 年 1 月 26 日までの期間は厚生年金保険の加入要件を満たさない雇用形態であったことが確認できるところ、前述の当該法人の関係者は、「会社から、申立人のことについて、経営が厳しくなり、社会保険料の負担も難しいという話があり、辞めさせられるよりは、なるべく長く雇ってほしいということで話をさせてもらったことがある。それ以降、申立人は、社会保険に加入していないと思う。」と回答している。

また、申立事業所が保管する労働者名簿及び出勤簿によると、申立人は、平成 16 年 2 月 28 日に一旦退職した扱いとなっており、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、事業主は、申立人が同年 2 月 29 日に資格を喪失した旨の届出を行っていることが確認できる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、平成 24 年 9 月 1 日までに厚生年金保険の被保険者資格を喪失している 23 人（申立人及び役員を除く。）の資格喪失日を見ると、1 日付けで資格を喪失している者が 5 人いる一方、末日付けで資格を喪失している者も 6 人おり、申立人の資格喪失日が月の末日であることに不自然さはない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。